



# 弥富市から転出される方へ



- 1 市区町村に移られてから14日以内に転入届をしてください。
- 2 転出日(予定日)からは、弥富市に住所がないものとして取り扱います。
- 3 都合により転出を取りやめた場合は、転出証明書を持参のうえ転出取り消しの手続きにお越しく下さい。
- 4 転出証明書を紛失された場合は、再手続きを受けてください。

転出・転入時の一般手続き等を列記しましたのでご参考にしてください。詳しくは、担当課までお問い合わせください。

チェック	対象者	担当課	弥富市での手続き	新住所地での手続き
	印鑑登録をされている方	市民課	印鑑登録証(カード)を返納ください。 (転出(予定)年月日をもって登録を抹消します。)	印鑑登録の必要な方は、改めて登録の手続きをしてください。
	個人番号カード又は住民基本台帳カードをお持ちの方			個人番号カード又は住民基本台帳カードを添えて、転入届・継続利用手続き(引き続き使用する場合のみ)をしてください。その際、暗証番号の入力が必要となります。詳しくは、新住所地で確認してください。
	電子証明書の交付を受けている方			電子証明書の必要な方は、改めて発行の手続きをしてください。
	国民年金に加入されている方※H30.3～	保険年金課	外国へ転出される方で任意加入をする方は、 ・年金手帳・印鑑・通帳、通帳印又はクレジットカード	
	国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入されている方 ※		保険証を返納ください。(転出されると保険資格はなくなります。) 後期高齢者医療制度に加入されている方は、保険証に異動手続中のスタンプを押印してお渡します。 保険税(料)の精算が必要となります。	改めて加入の手続きをしてください。 国民健康保険に加入している世帯に転入される場合は、その世帯の保険証をご持参ください。
	子ども・母子等・障がい者・精神障がい者・後期高齢者福祉医療に該当する方		子ども・母子・障がい者・精神障がい者・後期高齢者福祉医療等医療受給者証をお返しく下さい。	改めて加入の手続きをしてください。 ※転出先により制度がない場合もあります。
	65歳以上の方及び40歳以上 65歳未満の方で要介護認定又は、 介護保険被保険者証の交付を受けている方 ※	介護高齢課	介護保険被保険者証を返納ください。 本人名義の通帳をご持参ください。 なお、要介護認定を受けてみえる方には、受給資格証明書を交付します。 (ただし、介護老人福祉施設等に入所される方は、住所地特例被保険者となりますので、被保険者証の住所変更のみの手続きとなります。通帳を持参していただく必要はありません。)	改めて加入の手続きをしてください。 (住所地特例被保険者の方は、手続き不要です。)

裏面もご覧ください。

チェック	対象者	担当課	弥富市での手続き	新住所地での手続き
	身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳を所持している方 ※	福祉課	市扶助料等の喪失届を提出してください。 印鑑・手帳	手帳の住所変更手続き。 詳しくは、新住所地で確認してください。
	自立支援医療(精神通院)を受けている方 ※		特に必要は、ありません。 新住所地で手続きに必要なものを事前に確認してください。	受給者証の住所変更手続き。 詳しくは、新住所地で確認してください。
	障がい福祉サービスを受けている方 ※		障がい福祉サービス受給者証をお返してください。 なお、障がい支援区分を受けてみえる方には、障がい支援区分認定証明書を交付します。	改めて申請手続きをしてください。 詳しくは、新住所地で確認してください。
	児童手当を受けられている方 ※	児童課	消滅届を提出してください。	15日以内に印鑑、児童手当振込先金融機関の通帳、請求者の健康保険証をご持参のうえ申請手続きをしてください。
	児童扶養手当等を受けられている方 ※		資格喪失届等を提出してください。	必要な書類を添付のうえ手続きをしてください。
	特別児童扶養手当を受けられている方※		手続きが必要な場合があります。児童課までお尋ねください。	必要な書類を添付のうえ手続きをしてください。
	小・中学校に在学中の児童生徒がみえる方	学校教育課	転出学通知書を市民課でお受け取りください。 (転校手続きに必要です。)	転校時に学校から受け取られた書類をご持参ください。
	海外へ転出される方・特別養護老人ホームの施設へ入所された方で、固定資産を所有または管理されている方。前年中所得があり、海外へ転出される方	税務課	納税管理人申告書を提出してください。 海外から戻られた際には、ご連絡ください。	
	市内に土地若しくは家屋を共有で所有されている方		固定資産税納税通知書の送付先を変更してください。	
	軽自動車(原付等含む)を所有されている方	税務課	転入先で車体を使わない場合 《原付・小型特殊・ミニカー》 ナンバープレート・印鑑・標識交付証明書 ※他(原付等以外)は、下記にお尋ねください。 《三輪・四輪の軽自動車》 軽自動車検査協会 愛知主管事務所 電話(050-3816-1770) 《二輪の軽自動車・二輪の小型自動車》 中部運輸局 愛知運輸支局 電話(050-5540-2046)	転入先で車体を継続して使う場合 《原付・小型特殊・ミニカー》 ⇒ナンバープレート・印鑑・標識交付証明書 ※新住所地で手続きに必要なものを事前に確認してください。 ※他(原付等以外)は、下記にお尋ねください。 《三輪・四輪の軽自動車》 ⇒転入先の管轄の軽自動車検査協会 《二輪の軽自動車・二輪の小型自動車》 ⇒転入先の管轄の運輸支局
	妊娠している方	健康推進課		母子手帳・母と子のしおりを持参して手続きしてください
	未就学児の保護者の方			健診・予防接種等については、新住所地で確認してください。

※の印がついている対象の方へ

申請書等にマイナンバー(個人番号)を記入していただきますので、窓口では、ご本人確認のための書類と併せて、個人番号を確認できる書類をご用意下さい。

詳しくは各担当課へお問合せください。